

2 4 陳 情 第 3 4 号	建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める陳情
付 託 委 員 会	福祉健康委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	平成 2 4 年 1 1 月 2 0 日 受 理、平成 2 4 年 1 2 月 3 日 付 託
陳 情 者	新宿区北新宿 執行委員長

(要 旨)

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決をはかるよう国に意見書を提出して下さい。

(理 由)

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散は起り、労働者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。

欧米諸国では製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

とくに建設業は重層下請け構造において、各地の建設現場に従事することから、労災に認定されることに困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので成立後、抜本改正が求められています。

現在建設業に従事していたアスベスト被害者たちが、建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めています。

国においても、治療・所得・遺族補償などの制度を確立して建設アスベスト被害者を早期に救済し、アスベスト問題の解決をはかるよう働きかけて下さい。